

京丹後市長 中 山 泰 殿

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小西 清茂

京丹後市個人情報保護条例第43条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年3月31日付6総務第4104号により諮問された平成26年度諮問第2号について、審査した結果下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結果

本件異議申立の対象とされた個人情報不訂正とすることとした京丹後市長の決定は、妥当であると思料する。

2 異議申立及び不服申し立ての経緯

- (1) 本件の異議申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成25年12月13日京丹後市長（以下「実施機関」という。）に対し、京丹後市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第32条第1項に基づいて、個人情報訂正請求をなし、平成27年3月4日付に実施機関がなした「個人情報不訂正決定通知書」について平成27年3月20日異議申立をした。
- (2) 平成27年5月18日付にて、実施機関は理由説明書を提出した。
- (3) 平成27年7月1日付にて、申立人は意見書を提出した。
- (4) 平成27年10月26日、申立人及び実施機関は口頭意見陳述をなした。

3 審査会の判断

- (1) 地域包括支援センターの相談記録についての京丹後市の理由説明書によると、当該記録は市職員（担当者）が公平中立的な立場での客観的な概要を記録したものであり、その内容について第三者（当事者を含む）の意見や確認を求めるものではないとのことであり、基本的には今後の対応に処する資料とするものと認識されるので、その内容が後日訂正されたとしても、この訂正を覆す程の違法性は

存在しないものと思料する。

- (2) しかしながら相談記録中に記載のある事業所職員が、後日記録を差し替えたことを認められたことについては、この差し替えによって被相談者らの人権等が害される恐れもないとは言えず、かかる行為は今後十分反省すべきであることを付言する。
- (3) 事業所の記録が差し替えされたことにより、何らかの不利益が生じたのであれば、別途責任追及をするべきである。

4 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年3月31日	諮問書の受理
平成27年5月1日	諮問庁へ理由説明書の提出依頼
平成27年5月18日	諮問庁から理由説明書の受理
平成27年6月3日	異議申立人へ理由説明書の送付及び意見書の提出通知
平成27年7月21日	異議申立人から意見書受理
平成27年10月1日	口頭意見陳述の希望を異議申立人に照会
平成27年10月26日	審議(第1回)
平成28年1月18日	審議(第2回) 答申の検討
平成28年2月23日	答申